

## 第1回 東留守家庭児童育成室 運営業務委託説明会 要旨

平成30年9月6日(木)

東留守家庭児童育成室

【出席者】 木戸 地域教育部部長、落 地域教育部次長  
脇谷 放課後子ども育成課課長、林 同課長代理、佐々木 同主幹  
山下 同主査

### 【吹田市より配付資料の説明】

(保護者)

アンケート用紙を見て思ったのですが、これは選定基準が下がる前のものですね。下がってからの、平成30年度についてはどうなのでしょう。

(吹田市)

平成30年度に関しましては、今ちょうど、1学期と夏休みが終わったところで一回目をお配りさせていただいているような段階でして、まだ集計が済んでないところになります。

(保護者)

アンケート用紙を配る前に市の職員の方が

(吹田市)

それはさせていただいています。

(保護者)

定期的に使われているということだったのですが、それはどのくらいですか。

(吹田市)

林と私が主に巡回しているんですけども、私の場合で言いますと、委託したばかりの育成室に対して、当初4月と今とでは巡回の頻度が違います。4月当初については最初の春休みの期間は毎日、私が主に見ていましたのは3か所ありましたので、その3か所については毎日行っていました。なので、朝8時半から7時まで、ずっといたかと言うとそういうことではありませんが、必ずその3か所については毎日行っていました。4月の間は基本的には、数か所回ってますんで毎日巡回するんですけど、その育成室ごとで言いますと週に2～3回くらい、お子さんがいる時間に行っていました。それ以降については順調に運営が出来ている育成室については行く回数を少しずつ減らしていきまして、週に1回程度は行っています。ただ委託2年目以降の育成室については、4月毎日行っていないのんですけども、春休みとか夏休みとか、お子さんが長時間いる期間になりますんで、行く頻

度を多くしております。今も現場の指導員から困ったことがあると言われたらすぐ行くようにさせてもらってます。それ以外でも、ちょっと様子を見に来ましたという形で巡回というのは続けさせてもらってまして、特に新しい委託育成室については大体週1回程度は行くようにしております。

(保護者)

それは抜き打ちですよ。

(吹田市)

そうですね、言ってから行く場合もありますし、用事がある場合は時間の約束をしますが、そうじゃない場合については何も言わずにいきなり行くかたちですね。

(保護者)

巡回の際に見られているところを教えてください。

(吹田市)

お子さんに対しての声かけの様子とか、目線というところを私は見させてもらってます。あと追加で説明なのですが、巡回については私たち市の職員と、それ以外にスーパーバイザーという、指導員の指導をする立場であり、主に保育園の園長先生の経験者を退職後に雇って就いてもらっている先生になるんですけども、保育のキャリアが30～40年ある方々なので、指導員に保育の指導も合わせていただいています。そういう方の巡回も合わせてやってまして、一緒に行く場合もありますし、個別で行かれる場合もあります。そういう方たちに、主に障がい児に関する保育のアドバイスを中心にはいただいているんですけども、それ以外に通常保育に関するアドバイスもいただいているので、今私がしている回数申し上げたんですけども、それ以外でスーパーバイザーによる巡回があるということです。保育の目線については私たちの知識、経験では正直甘いところがあるので、そこについてはスーパーバイザーの力を借りて、保育の目線ではどうだったのか、というところの意見を聞いて、指導員に伝え、それができているかどうかというのを私たちが見ていくというようなやり方になります。

(保護者)

主任指導員を設置しますという規定はあるんですけども、指導員の配置ところでいうと、担任制を採用して継続的な関わりを持って体制を整えることというような一文があるのですが、人数の規定は現在の吹田市直営の育成室と同じにしてもらえるのですか。必要な指導員を確保できるのかということも確認されるのですか。

(吹田市)

そうですね。吹田市1クラスに配置する指導員は2名います。これは国の基準でも定められていますので、その際、保育士資格など資格要件、その後放課後児童支援員という資格も取得しなければいけないのですけれども、そういう要件に当てはまるのが条件になってきます。

(保護者)

民間の委託先を決める段階で確実にそこはクリアできる事業者を選んでいただけると考えていいのですか。

(吹田市)

そうですね。

(保護者)

指導員が確保できないという吹田市の状況の中で、指導員を採用する条件というか、お給料の面だとかを改善して、人員を確保するというのは難しいのですか。というのも、そもそもそこで足りてなかったら、民間に委託したところで、企業が募集したってそこにも指導員になりたいという人の応募があるのか不安なんです。指導員が足りないという状況で、間に企業が入ることによって、その企業が利益を得られる分、指導員のお給料は、直営より安くなるのか、もしくは保育の質が落ちるのではないかとこのところが心配ではあるんですけども、そういう努力は吹田市の方でもされた結果ということですか。

(吹田市)

まず、指導員にどれくらいお金をかけてくれるのかというのも、選考の中で見てまいります。提出させる書類の中に収支計画書というものがありますし、プレゼンテーションの際に、どういう方法で人材確保するのかというところはしっかり聞かなければならないと思います。ちなみに今委託しているところの指導員の確保方法を見ておきますと、社会福祉法人で委託を受けていただいているところはみんな共通していて、正職をやはり配置しているんです。それがなぜできるかというと、午前中の時間は保育補助で保育園の方に入りまして、その後学童保育の方に入るということで、一日8時間の勤務時間を保証しているというのがあります。全員が正規職員というわけではありません。核となる指導員の正規職員として配置して、後はパートタイマーを採用して運用していけるというのを聞いています。認定こども園等の職員の配置基準で、保育士免許がなくても小学校の教諭の免許があれば基準を満たすようなことがあるようでして、そうすると育成室の指導員として、保育士免許はないけども学校教諭の免許もっている人を雇えば、園の方としてもメリットがあつたりすることもあると聞いてます。こういったこともあり、保育園が選定された場合、人材確保というのはやりやすいというのは聞いております。

(保護者)

今民間委託されている育成室の指導員の方が、おいくつくらいの方で、どのくらい経験があるのか教えていただけますか。

(吹田市)

そうですね。今委託している育成室で一番大きい規模のところでは12、3人いらっしゃるとは思いますが、年齢の幅が20代の方から、50代くらいの方まで、各年齢層いらっしゃいます。男性のスタッフは2名くらいいらっしゃいます。比較的20代が4人と一番多いと思います。30代が3名くらい、後は40代、50代が2名ずつとかそんな年齢層の幅ですね。年齢層の幅は割とばらつきがあると思います。主任の先生が少し年齢が高め

というケースが多いかなと思います。一番大きい規模の育成室は割と若い先生が主任を務めています。直営の育成室でも勤務歴のある方で、その前は幼稚園の先生を数年されていました。当時は午前中の時間に保育園でも同時に働かれていて、その保育園が、午前中保育園で働いて、午後から委託の育成室で働くと、社員として雇えるから、そういう働き方しませんか、と提案されて、そちらに移られました。その方は主任の先生としては割と若いです。そこ以外で我々が知る限りでは、30代40代とか、10年くらいキャリアのある方が主任指導員をされているケースが多いですね。

(吹田市)

育成室の指導員も20代から60代とかなり年齢幅がありますので、同じような感じかなと思いますけども、ただ若い人が多いところもございます。

(保護者)

障がい児の保護者なんですけども、巡回でSVの先生が今後も来て下さるということなんですけども、発達検査を発達支援センターでしていただいているようなことも継続されるのでしょうか。

(吹田市)

そうですね。療育施設からの助言に従うこと、という内容を仕様書に入れさせていただいております。巡回相談とか発達検査の結果を反映させるというのは変わらずになります。今、保護者の方から支援センターに連絡していただいて、発達検査を受検してくださいとお願いしていると思うんですけども、引き続き同じ形になります。その発達検査の結果を支援センターの巡回担当の先生が聞いて、巡回相談の際、検査結果を反映させた助言をしていただきます。同じようにSVもその助言を聞いて、助言の内容通りに指導員が保育出来ているか見て、うまくいってなければアドバイスをさせていただきます。それは委託先の事業者にも同じようにアドバイスさせてもらってます。

(保護者)

吹田支援学校の代休の日に、朝から開室していただけていますが、そのあたりも継続されますか。

(吹田市)

そこも変わらずです。運動会や参観日がある場合の振替休日は、朝8時30分から開室というのも変わりません。

(保護者)

障がい者に対応できる人をちゃんと加配できるのかというところまで、市から言ってもらえるのですか。

(吹田市)

そうですね。それは事業者選定の時に、障がいのあるお子さんに対する保育体制がどれだけ整っているかというのも大事な部分になります。我々も、今170名くらいの配慮の必要なお子さんをお預かりしていますけども、実は加配を全て経験のある方にはお願いで

きていません。採用したばかりのアルバイトさんを加配する場合もございます。ただ、それをやっていける体制として、対応がきちりできているかどうか、SVが巡回しているということになります。それは委託された育成室でも、経験のない方が加配になった場合でも、事業者の中で、アドバイスを受けれる体制が整っているのかどうか、見ていかないといけないし、もちろんそういった体制ができているかどうかもSVや市の職員でチェックしてまいります。

(保護者)

結果として5つ選ばれている法人はどのような法人なのか全てでなくていいので教えていただけますか。

(吹田市)

5か所で言いますと、佐井寺というところがありますけども、こちらはセリオという事業者として、吹田市内でも株式会社式のフルスペックの保育所を、江坂方面と千里丘方面で2か所行っている事業者さんです。学童保育を行政から結構府内では受託しておられます。次にNPOの事業者さんがあるのですが、ここは不登校とか学習支援の分野で日ごろ活動されています。協力団体として、関西子ども文化協会という、放課後児童支援員資格研修を行っている事業者と一緒にやっております。次に、もともと不動産業だったのですが、今は地域貢献のもと小規模保育事業をやっておられます。次に社会福祉法人さんということで、こちらは2社が連名で受けておられまして、1社は市内の高齢者施設、あるいは地域包括支援センターを受託している事業者です。大阪市内の方で古くから保育園を運営されている法人さんと連名で受けていただいています。最後に社会福祉法人さんとして、市内の保育所さんに受けていただいている状況で、NPOが1つ、株式が2つ、社会福祉法人が2つ、ということになっています。

(保護者)

NPO法人と関西子ども文化協会はJV（共同企業体）ですか。

(吹田市)

いえ、ここはNPO法人単独です。ただ、協力団体ということで、プレゼンテーションの時からずっと名前があがっていましたが、保育計画もそのようにされています。

(保護者)

指導員の配置については募集要領を確認させていただくと自由記載になっていますが、具体的な常勤・非常勤など、各法人に任されているのですか。

(吹田市)

そうですね。その書き方は各事業者の書き方によりますけども、少なくともどういう形で指導員を配置してくれるのかというのは一番大事な部分ですので、プレゼンテーションのときには語ってもらわないといけないし、委員からもその部分は特に詳しく聞いていただくようにしています。

(保護者)

ある程度募集段階で法人から配置計画というものが示されるということですが、普通考えたらその事業が受けられるか分からない段階で絶対にその方が配置できるとは分からないので、基本的にはこういう計画ですということかと思うんですが、その辺が先ほどの説明とは異なると思うんですが。主任指導員だけはということですか。

(吹田市)

もちろん、配置計画というのも事業者にとっても受託できればという前提になってくると思いますけども、事業者の中で、今勤めている職員の中から何割持っていこうとかそういう算段がまずないと応募もできないと思いますので、そのあたりは書いてありますし、質問すれば答えて下さいます。

(保護者)

その仕事を受託したからこそ初めての採用ということではなくて、基本的には株式会社であろうと社会福祉法人であろうとある程度そこに所属されている人が来るということですか。

(吹田市)

今まではそのような形になっています。全部新たに募集してというのは実際事業者の方も無理だと思います。現場にこの仕事を円滑に行っていく責任性というものがある程度配置しないと難しいと事業者自身も思っていると思います。また、大体目途をつけて、新しく採用するのは大体何名程度かというのも計画として出してもらっています。

(保護者)

おそらく先ほど質問された方もそうだと思うんですが、中には20代中心であまり経験のない方が配置されることがあるとも聞いてまして、その辺が親としては不安感があります。確かに大きな社会福祉法人であれば50代などのベテランを配置することもできると思いますが、そうではない法人も受け入れるのであれば、その中でどこまでというのが応募段階で見れるのかが疑問に思うんですが。

(吹田市)

そうですね、やはり我々も保育の経験がある事業者が一番望ましいとは思っております。まして、学童保育もやっていたらさらに良いと思っています。今日ご紹介させていただいた仕様書ですとか募集要項の選定基準ですとかは、今年度使うものではありませんので、そこにはどういう形で反映していきたいなと思っております。もしくはここには書き込めなくても、表には出せませんが、各選定委員さんには、事業者がどういう風に答えたら何点付けるかという基準を課の思いとしてお渡しします。

(保護者)

28年度までの選定については手を上げていなかった法人が、29年度には手を上げているのが逆に不安に思います。基準が下がっているとは思わないが、法人の枠を広げたことによって、これまで社会福祉法人で保育の事業をさされていというわけでもなく入ってこれることで、最悪保育の質が下がるのではないかとこのところが不安に思うのですが、法

人資格を戻すということは考えていないでしょうか。

(吹田市)

今実際に委託している法人は、例えば株式の法人さんは良くやって下さっています。市内では小規模保育で3歳以降の子どもたちは見ていないのですけども、それでも本当によくやっていただいている、保育が丁寧ですし、支援が必要な子どもへの対応も早いです。すぐにSVに相談していただいて、学校とも連携をとっている状態ですので、株式だから悪いというわけではないのかなとつくづく思っているところです。結局はどういう人が配置されるのかということが一番大事なのかなと思います。なので、そこを重要視して見ていきたいと思います。

(保護者)

今現在選定委員会をお持ちかと思いますが、その後、評価委員会というものを別に立ち上げてアンケートを取って結果を公表していただいています、アンケートを取ってそれを評価していただいて、次の事業計画に反映されるということでしょうか。

(吹田市)

この選定委員会なんですけども、選定等委員会となっております、事業者の選定と評価もする委員会になっています。と言いますのは、今回直営から委託に指導員が入れ替わるということで、大変ご不安を与えてしまっていることは申し訳ないのですけども、委託後、その事業者が円滑に子どもたちとの関係を構築していれば、事業者を変える必要はないと思います。吹田市で最近できた規定なのですけども、特に福祉の事業でその事業者がきちんと市民と関係を構築して良いサービスを提供していれば、その事業者と随意契約して、契約延長できるという規定ができています。ただ、我々が勝手にこの事業者が良いですと言うわけにはいきませんので、市の外部の専門的見地のある方に入っていた委員会で客観的に評価していただく必要がありますので、選定等委員会で、そういった評価ということもやっていただくこととなります。

(保護者)

それは3年目の話ですか。

(吹田市)

そうですね。

(保護者)

毎年は。

(吹田市)

委託が12か所完了すれば、評価のタイミングを増やしていくことが大事なのかなと思います。今は選定もしないといけない、評価もやらなくてはいけないという状況ですけども、その後は、評価のみで、評価が悪ければ事業者選定という流れを作っていく検討をしております。

(保護者)

選定というのは、別に委託限定ではないんですよね。選定されて委託されなかったことはあるんですか。

(吹田市)

実はあります。平成 28 年度は実は 5 か所の育成室をピックアップして選定を行ったのですが、実際 2 か所の事業者しか決まらなかった。平成 29 年度については 6 か所で実施したんですけども、手が挙がったのは千里たけみの一か所だけということになっています。

(保護者)

応募が少なかったのですか。

(吹田市)

はい。と言いますのは、私どもとしても保育園、幼稚園さんに手を挙げていただければありがたいなと思っておりましたので、ずっと社会福祉法人、学校福祉法人という条件を掲げていたのですが、今待機児童というのが非常に大きな問題となっておりまして、幼稚園も認定こども園など検討していかないといけないし、保育園も受け入れ枠を増やしていかないといけないですし、保育士も確保していかないといけないしということで、とてもじゃないけども留守家庭児童育成室の運営まで検討できないというのが実情でした。ですので今年度から委託事業者の選定の時に、要件を広げさせていただいた、ということになります。

(保護者)

正直なところ、あたりはずれがあるような感じがするのですが、地域貢献というのも、書かないといけないから書いているような。

(吹田市)

小規模保育事業自体が本業ではないのですが、待機児童が問題になっている中で、地域貢献として、まずは小規模保育事業をされた、さらに、学童保育についても受けていこうという姿勢であったということです。

(保護者)

経験がないとこにあたる可能性もあるということですね。

(吹田市)

ある程度経験が大事だと思っていますので、経験のある事業者の点数が高くなるような審査基準が必要だと思います。

(保護者)

保護者側からしたら良い悪いがわからないですよね。

(保護者)

結局去年からは範囲を広げたということですよ。結局点数が及ばなくて決まらないとなるのですか、それとも点数が一番高いところに決まるのですか。

(吹田市)

委員皆さんの平均点が 60 点以上にならないと、一社しかいなくてもその時点で落選



という形になります。

(保護者)

子どもが発達障害をもっているのですが、ちゃんとしてもらえるんですか

(吹田市)

加配につきましても、現在もそうなのですが、全ての児童についているのではなくて、その子の様子によって年間を通じて一人配置しましょうですとか、あるいは慣れるまで3か月だけつけましょうなど、内部で検討しております。そこにはもちろん専門のスタッフもいます。委託になっても受け入れの手順は変わりません。

(吹田市)

配慮が必要なお子さんに加配をつけるにあたり、私も実際会議に出席していますので、説明させていただきます。どのくらいの期間必要かどうかという判断は、先ほどもお話しした、支援センターの先生とSVと課員と指導員の意見と、指導員の中でもベテランの指導員を担当者としており、実際にお子さんの様子を見てもらったりして、配慮がどの程度必要か、加配で人が必要なかを判断しています。その時に来年はこうしようと一度決めて、それを配置基準として、この育成室には通常の数よりもプラスしていきましようとしています。それと同じ形式の会議を委託先についてもさせていただいて、このように配置してくださいと委託事業者にもお願いして、体制をとってもらおう。お金の話をいいますと、加配人員の配置をお願いすることで、その分委託料も増えます。当然お金を多く払うのでその分の人数を雇っていないとなれば契約違反になります。実際に人がついてるのかどうかは私たちやSVが巡回して確認をしていきます。決め方については全く同じやり方になります。

(保護者)

最終選考決定が12月で、それまでにこちらが資料をもらって、それを確認して点数をつけていくということですか。その書類はいつもらえるのですか。

(吹田市)

まず募集を締め切った段階で各事業者から書類が出てまいりますので、書類に不備がないか我々で確認します。それが済んだらすぐに委員さんにお渡しします。一次審査の当日にその場で資料配付ということは致しません。

(保護者)

資料が手元に届いてから読む期間というのはどのくらいあるのでしょうか。

(吹田市)

まだ一次審査の日にちが確定しておりませんので、何とも言えないのですが、少なくとも一週間前にはお渡しします。

(保護者)

仕事をしているので、それでは短すぎます。

(吹田市)

できるだけ早く持って行かせていただきます。

(保護者)

そのあたりの日にちの設定等もしていただけるのですか。

(吹田市)

そうですね。今日頂いた質問等持ち帰って、次回の説明会できちんと説明させていただきます。

(保護者)

引継ぎ保育についてです。引継ぎに来られる先生の10日分を市が先生に支払うということですか。つまり引継ぎに要する期間は10日ということですか。

(吹田市)

本当は引継ぎというのは、事業者の準備活動として、事業者の責任でやっていただかなくはいけないのですが、事業者任せにしてしまうといけませんので、我々も口を挟んで行かないといけませんので、引継ぎの段階で委託料を支払います。それが一クラスにつき指導員一人として、10日分計上しています。なので最低限それだけは来ていただかないといけませんし、引継ぎが不十分であればこちらも口を出します。

(吹田市)

昨年5か所委託しました。私、5か所すべての引継ぎ保育に立ち会ったわけではないですけども、私が立ち会ったところで言いますと、多いところで主任の指導員になられる方が、実際20日以上顔を出されていました。引継ぎについては色々ありますので、それ以外にも何日か時間をとられていました。全員が20日きたのかと言われれば、そうではありませんが、お金としては一人の10日分しかお支払いしないのですが、ほとんどの方が、引継ぎ保育として複数回来られていました。

(保護者)

親の身としては、一か月でも少ないのではと思います。それを最低10日ということは、11日であれば良いということですよ。

(吹田市)

仕様書上は定めてはないので、十分な引継ぎができれば良いのではないかと考えています。過去には仕様書で10日と定めていましたが、10日と定めていたら、10日しか来ないのではないかという保護者の方のご意見があったんです。なので仕様書から10日というのは削除させてもらいました。ただ、目安として10日は必ず行ってくださいという思いが私たちにもありますので、どのくらいやっているのか、うまくやっているのかは立ち会って見させてもらいます。現にいま働いている指導員にも確認させてもらいます。指導員が不十分に感じているようでしたら、もう少しいけないですかと、お願いしていくような形をとっていました。現に仕事をされている方もいらっしゃるのですが、必ず指定した日にちに来ていただけるわけではないのですが、12月に決定して早いところでは1月から入ったりするのですが、1月2月の様子を見て、3月の春休みはもっと来て下さいと回数

を増やしてもらったりしました。先ほど指導員の体制のお話でもあったんですけど、選定が決まった瞬間に全指導員を雇っているというのはなくて、新たにそこから募集することもあります。そうなるとその採用が決まった段階から引継ぎ保育に参加して来られます。確かに毎日でも来てほしいというのがお気持ちかと思いますが、なかなか実態として、他にお仕事されてたりすると毎日来るといのは現実的には出来なかつたりもしまして、2か月から3か月、毎日いらっしゃったという引継ぎは実際してもらってはないですけども、不十分にならないように、私たちからも足りない部分を指摘させていただいて、引継ぎをやっています。

(保護者)

運営側になることを押し付けることを目的として欲しくないと思っていて、全ては子どものためにというところ考えて目的として欲しいです。民営委託について皆さんが拒否したい、と思ったら、拒否できるのですか。

(吹田市)

それは大変申し訳ないのですが、この事業は市の方で組み立てているものでして、できません。

(保護者)

できないのであれば、不安材料を全部取り払いたい。たとえば他の保育園が、選定を重ねて、良い事業者だと選ばれたところでも、実際やってみたら、引継ぎがきちんと出来ていないことが話されていたり、人員の配置が異なっているという問題が出ていたり、指導員に実務経験のない人が主任指導員として配置されているとか、そういったことは把握されていますか。

(吹田市)

自由記述で書かれている意見は、そのまま出させていただいています。少し誤解されているのかなという意見もそのまま出しています。人員が足りていないということはございません。それから、保育園などを運営されている事業者にこれまで委託してきましたので、学童保育に関して経験があるかというところと正直ないところが多かったのかなというふうには思っています。

(保護者)

であれば、実務経験がない指導員がいるということが審査の時にわかっていないと選べないですし、いないのであれば、劣っていると選んだら落ちる、それなら選定として落とすことはできるじゃないですか。だから選べるようにそこは明確にわかった状態でプレゼンをして欲しいです。それを公平な立場で市の方はちゃんとみて欲しいです。市の方たちが運営委託しか方法が得られなかったというのは責任としてあると思うので、安全で安心に子どもを預けられる場を得られるようにちゃんと意見を吸い取って欲しいです。そして、悪い意見に対してどんなふうに改善をしたのかも聞きたいです。

(保護者)

東の先生方は本当に良い先生方なので、このままの環境でお願いしたいという気持ちがまず大前提にあるのですが、28年度と29年度の時、5校、6校と候補が挙がっていて、実際は2校、1校でしたというお話があったかと思うんですが、その時流れた学校ではなく、新たに学校を選ぶというのは、地区を変えればまた違う事業者が手を挙げて、民間委託になるのかとか、そのあたりが自分の中でもややもやしています。候補に挙がったが、一度流れて、もう一度候補に挙がり民営委託された育成室はあるのですか。

(吹田市)

その例で申し上げますと、佐井寺が二か年にわたって事業者を公募させていただいて、昨年度の公募の時に事業者の選定ができた、という育成室になります。

(保護者)

流れた育成室はその後どうなっているのですか。

(吹田市)

二回にわたって事業者のつかなかった育成室というのは、やはり事業者も手を上げにくい、地理的な問題もあると思うんですけども。

(保護者)

その事業者にしたら利便性だけで選んでいるということですか。

(吹田市)

地理的な問題というのは私の推測かもしれませんが、市内でも交通の便の良いところと悪いところがありますので。二か年にわたって事業者がつかかなかったところは、こういった形でお集まりいただいてご負担ばかりかけているということで、今は一旦対象からは外すようにしております。

法人さんによっては、今保育園を運営されている場合、卒園児が多く通っている学校だから手を挙げられるところもあります。また、その地域で福祉の事業を行っているので、その地域のお子さんを預かりたいということで手を挙げられたところもありました。そういう意味では地域ごとに希望される法人がいらっしゃるのかなと思います。

(保護者)

選定の日が10月からとなっていますが、公募の締め切りはいつまでですか。

(吹田市)

今のところ11月の第2週の末か、第3週の末あたりになろうかと思います。

(保護者)

その事業者というのは、今回3校対象になっていますが、東の育成室を希望しますという形で手を挙げられるのですか。

(吹田市)

そうですね。3か所一括というわけではありません。募集結果は直ちに皆さんに文書でお伝えさせていただきます。

(保護者)

公募の期間を前倒しにしたら、その分選定の期間は長くなるのではないのでしょうか。

(吹田市)

募集の開始というのが9月議会で予算を認めていただいてからはじめてできますので、そこから一定の募集期間を設けますと、大体11月中旬になってくるということになります。

(保護者)

遅いですよね。9月の定例会で出して、通らないこともあるということですか。

(吹田市)

これまで否決されたことはないです。市の方針として平成26年度以降委託を進めておりますので。

(保護者)

9月じゃないといけないのでしょうか。

(吹田市)

我々委託をしていく中で、これまで委託をしてきた育成室の様子をみてから次年度の計画に取り掛かるというところがあります。その問題点を何も見切らないまま、次年度の委託を進めるというのはやはりいけないだろうと思いますので、このタイミングになります。一旦委託が12か所拡大しきりましたら、それはもっと早い段階で募集をかけていくことにはなるのですが、拡大しながらとなるとこのタイミングにならざるを得ないということです。

(保護者)

選定委員なんですが、どの方の意見を主として選定されるのですか。

(吹田市)

選定基準にありますように、皆さん同じです。委員の皆さんの過半数で60点以上あるというのが一つの条件になりますし、それぞれの項目で「劣っている」や「やや劣っている」という評価がいくつあるかというところでみますので、特定の委員が他の委員よりも持ち点数を多くしているということはありません。

(保護者)

保護者が60点以下だと評価した場合、他の委員の評価に関わらず、落ちることになるんですか。

(吹田市)

それについては、それぞれの委員の方に客観的に全員で審査していただきますので、保護者の方だけのご意見で業者を落とすということは難しいです。

(保護者)

ということは、保護者がいくら60点以下をつけても、他の方の評価が良ければ、通るといえることですか。

(吹田市)

まず、その時点で平均点は下がってくると思いますが、平均点をクリアして他の条件も

クリアしていたら通る、ということになります。ただ、保護者の方が、悪い印象を持っていましたら、他の委員さんの印象も当然悪くなっていくだろうと思います。

(吹田市)

特別委員というのも保護者の方の選定に入りたいというご意見をお聞きして、昨年から導入しました。その前はどのように選定しているか選定委員会の傍聴をさせて欲しいというところから始まりました。その後やはり保護者も選定に入りたいという声があってこのような経過でさせていただいています。

(保護者)

保護者は仕事もしているし、子育てもしているので、一週間で分厚い資料を読めと言われてもやはりできないので、もっと期間を設けていただきたいと思います。

(吹田市)

はい、そこは今日そういったご意見をいただいておりますので、日程の再検討等させていただきます。

(保護者)

傍聴という話があったのですが、選定委員以外の保護者も傍聴することはできるのでしょうか。

(吹田市)

それは今のところ考えておりません。

(保護者)

選定委員の2名に託すということですか。

(吹田市)

はい、これは事業者を選ぶということになりますので、もし落ちてしまったところはその後の事業展開にも影響してきますし、反対にそこに参加されて事業者を選んだ委員さんに対しても悪い影響が出かねませんので、委員会は基本的に非公開でさせていただきます。委員さんの名前も含めて出さないということになっております。

(吹田市)

それでは、申し訳ございませんが、時間も遅くなっていますので、もし新たに気になるところが出てきましたら、放課後子ども育成課の方にご連絡いただけましたら、対応させていただきます。今日のご意見を参考にさせていただき次回に活かしたいと思います。本日はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。